



事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 2 2 日

各市町教育委員会人事事務主管課長 様

埼玉県教育局東部教育事務所主席管理主事

臨時的任用職員の「みなし継続」期間の資格区分について

日頃、社会保険事務の適正な執行に御配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 1 0 月から臨時的任用職員は、短期給付・福祉事業（健康保険制度）のみ公立学校共済組合に加入（短期組合員）となりました。このことにより、任用期間終了後 1 日ないし数日空けて再度任用され、組合員資格が喪失されず、継続する（以下「みなし継続」という。）臨時的任用職員について、公立学校共済組合との調整の結果、下記のとおり定めましたので、事務手続に遺漏のないようお願いします。

また、貴管下各学校に周知いただくよう、お願いします。

記

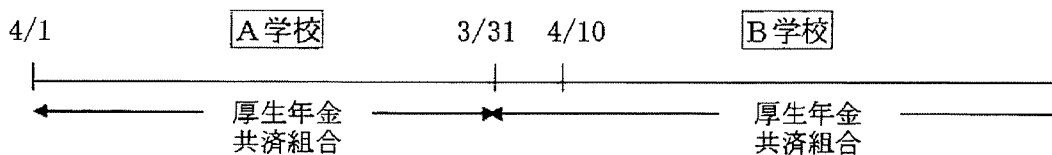
- 1 「みなし継続」の要件（2つとも合致する場合）
 - （1）任用期間終了後 1 日ないし数日空けて再度任用されること。（ここでいう数日とは、休業日でない日を含めて 9 日とする。）
 - （2）任用の終了時にあらかじめ、任命権者と職員との間で次の予定が明らかであるような事実が認められるなど、事実上の任用関係が中断することなく存続していると、勤務の実態に照らして判断される場合。

- 2 被保険者資格の取扱いについて
 - （1）教職員課県費事務担当から、退職日の翌日を厚生年金保険の資格取得日とみなして日本年金機構（埼玉広域事務センター）へ届出を行う。（退職日の翌日が資格喪

失日となる。)

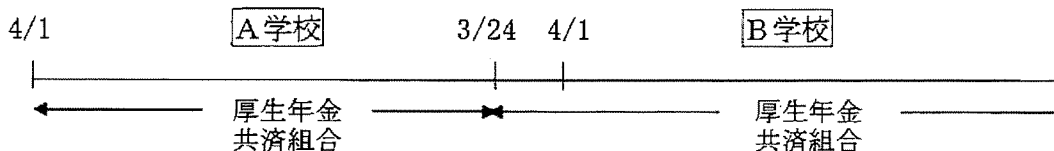
- (2) 組合員資格の「みなし継続」については、令和5年3月3日付け公共埼第706号「地方公務員共済組合制度の適用拡大に係る留意事項等について（通知）」を参照すること。
- (3) 公立学校共済組合埼玉支部に加入していた任命権者が異なる公立学校（さいたま市立学校、市立高等学校）の臨時的任用教職員が、任用期間終了後1日ないし数日空けて埼玉県各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校に任用される場合、前後の任命権者が異なっても、同様に取り扱う。

(例1)



- ・ 4月1日が、厚生年金保険及び共済組合員の資格取得日
- ・ 標準報酬月額は、採用日（例 4月10日）を基準に算出する

(例2)



- ・ 3月25日が、厚生年金保険及び共済組合員の資格取得日
- ・ 標準報酬月額は、採用日（例 4月1日）を基準に算出する
- ・ 3月の厚生年金保険料は、B学校の負担とする

担 当：総務・人事・学事担当 佐藤 隆介

TEL：048-737-2117

FAX：048-737-2812

E-mail：sato.ryusuke@pref.saitama.lg.jp